



見張り番・生駒代表幹事
(オンブズマン)

あすか野北3-1-3

令和5年1月発行

政治理念

- ・政務活動費を辞退し、議員通算3期で約3000万円を返還しました。
- ・政党・組織の支援を受けず、無所属で活動します。
- ・寄付・献金も受けていません。

プロフィール

- ・文教くらし委員会委員
- ・関西広域連合議会議員
- ・殺処分ゼロをめざす奈良県議会議員連盟会長
- ・元社会科教諭
- ・中京大学卒業
- ・元陸上競技大阪府国体強化選手
- ・元奈良県市民オンブズマン代表幹事

12月県議会一般質問 要旨

質問1

県内公共交通の維持・充実について

大阪のベッドタウンとして発展してきた本県であるが、人口減少や少子高齢化が進む中、今後、公共交通による人の移動がより困難な状況になると考える。県内の公共交通の維持・充実に向け、県としてどのように取り組んでいくのか。

知事答弁

地域住民の方々の通勤以外のニーズ、例えば、通院や買い物など、生活に関わる移動ニーズを支える輸送サービスを今後も確保する必要があります。

この輸送サービスと移動ニーズをどうマッチングさせるかについては、事業者任せだけでなく、地域と事業者の対話が必要だと考えています。

広域バス路線の改善・見直しに取り組んできたほか、地域におけるコミュニティバスの実証運行などに対し、支援を行ってまいりました。

* 議案の賛否

- ・議第99号：「県議会議員の期末手当の引き上げ」に反対
- ・賛成多数で可決。阪口の引き上げ額は、山添村の馬尻山のメガソーラーに反対する会に寄付します。

要望2

太陽光発電設備(メガソーラー)の設置規制の条例の制定について

県議会の定例会に於いて二度、設置規制の条例の制定を求めている。

来年2月議会に条例案を提出されるよう要望する。

*県議会での質問等を受け、県は、条例(案)を作成し、パブリックコメントを実施(令和5年1月11日迄)

質問3

太陽光発電事業終了後の太陽光パネル等の適正処分について



耐用年数を経過した太陽光発電パネルの大量廃棄の時期を迎えるにあたり、県としてどのように考えているのか。

水循環・森林・景観環境部長答弁

国では、適正処分を担保する制度として「解体等積立金」がスタートしています。

本県では、太陽光発電施設の設置等を規制する条例において、事業終了時の施設の適正な撤去と廃棄を事業者が義務づけること。

事業譲渡時に責任の所在が不明確とならないよう事業者の規定を設けることを検討しています。

また、太陽光発電設備の処分にあたって事業者は、廃棄物処理法に基づき、県としては、改めてこの法制度の周知を図るとともに、違反時には厳格に対処していきます。

バス路線・コミュニティバス・バス停への県の支援事例



- ・2019年度 奈良交通への県補助金3億円
- ・生駒市鹿ノ台コミュニティバスの実証運行に補助金150万円
- ・あすか野バスセンターの屋根設置(台風で屋根が飛び、住民・通学の児童が多数利用している箇所です)

県が160万円補助

要望4

生駒市壱分町・東生駒大規模開発プロジェクトの開発許可について

この事案については、近隣の自治会から生活道路に支障がでないか危惧する声があがっている。

県の各種開発事業に係る事前協議では、開発道路と現況道路の交差部など県建築安全課と協議を行うこととありますので、県は、近隣の地域の交通安全等についての適切な審査や指導が必要と考える。

次に、開発に伴い設置される調整池が機能しないと、県管理の竜田川に過度の負担がかかり、下流域に水害が発生する可能性がある。

近年、線状降水帯が発生、また、生駒市のハザードマップでは、竜田川下流地域の小平尾や小瀬等は、**浸水想定区域**に設定されている。

事業者が県に当プロジェクト

の開発許可申請を出したときには、地域の特性を鑑み、近隣の地域の生活道路に影響が出ないか。調整池が基準に適合するか等の審査が必要。



竜田川下流地域

質問5

辻町インターチェンジの整備について

この事業は、奈良県の事業であり、既に事業化されている。生駒市と連携して精力的に事業促進に向けて尽力して頂きたい。そこで、進捗状況を伺う。

県土マネジメント部長答弁

地権者の方々への説明を重ねています。県では、警察協議を行いつつ、地権者及び地域のご理解ご協力をお願いしているところでございます。引き続き、生駒市と十分に連携を図りながら、取り組んで参ります。

質問6

一般国道168号十津川高津法面对策工事について

(不適切な随意契約)

本来、工事は、**一般競争入札を原則**とし、一般競争入札を行うことで、競争性を確保し、**工事金額が高く**ならないようにしている。

しかし、この工事は、随意契約で行っており工事金額は、2,560万5,800円。

県は、以下の二つの該当事例を適用し、随意契約で工事の発注をした。

県の随意契約の該当事例

- 一つ目は、**緊急性**がある工事である。
- 二つ目は、**工事箇所が県有地**で、**県有地の右隣の民地が工事業者の所有地**である。

問題点

左の工事前の画像からみて、土砂により道路を塞いでいるとか、今日、明日にでも不安定な形状となる尾根土塊が道路側に崩落するものとは考えられない(緊急性がないのではないか)。



工事前の画像

問題点

私が令和4年9月21日、奈良地方法務局で全部事項証明書を取り寄せると、工事箇所は登記上、県有地ではなく工事をした事業者の所有地となっている。

なぜこのような土地に公金を投入して工事を実施したのか。

約30年前に工事をした事業者から県が購入した契約書があるが、所有権の移転しなかったことについては、県の公有財産を放置した責任が問われる。



県有地

約30年間

未登記

民地

・随意契約ではなく、一般競争入札に付する工事であったと指摘しました。

県土マネジメント部長答弁

法面頭頂部の不安定土塊が崩落する危険性が大きく高まったため、通常の競争入札に図る暇がなく、直ちに工事に着手する必要性がありました。尾根を挟んで県有地と民有地に跨っており、県有地と民有地を同時に切り下げる必要があった。

買収当時、買収対象となる民有地は、隣接地との境界が不確定であり、また、隣接地の相続人が不明であったため登記ができませんでした。

しかし、県と民有地の地権者との売買契約は成立しており、所有権は県にあることから、県有地で工事を実施したものです。